

※H30 事業の実施は、県議会の審議を経て予算が成立した時点で決定となります。  
また、事業内容は未確定であり、一部変更することがあります。

環境にやさしく、身体にやさしく。  
地域の工務店で建てるあたたかな住まいで、快適・健康に暮らしませんか。

## 平成 30 年度 環境配慮型住宅助成金 (新築タイプ)

長野県では、最新の住宅省エネ基準<sup>※1</sup>に適合し、県産木材<sup>※2</sup>を活用した住宅を新築する場合に、**30～80** 万円を助成しています。

あたたかく快適な住まいは、ヒートショック予防や冬場の活動量増加に効果があり、健康の維持・増進につながると言われています。

### 助成対象者

県内で自己の居住用に対象住宅を新築する方

### 助成対象住宅

基本基準に適合する住宅

### 助成金額

基本額 30 万円に、選択基準のいずれかに該当するごとに 10 万円を加算 (最大合計 80 万円)

### 助成要件

基本基準	選択基準
1～8のすべてに適合する場合に、30万円を助成	①～⑦のいずれかに該当する場合は、1項目につき10万円を加算(最大50万円)
1 一戸建ての住宅(または店舗等の床面積が1/2未満の店舗等併用住宅)	① 県産木材を延べ面積1㎡あたり0.16㎡以上使用
2 木造住宅	② CASBEE-戸建(新築)でS評価
3 住宅部分の床面積が75㎡～280㎡	③ ふるさと信州・環の住まいの認定住宅
4 県内に主たる事務所を置く者が施工	④ 工事請負者の被雇用者である若手大工とその指導者が施工
5 一般向けの住宅見学会を実施 <sup>※3</sup>	⑤ 子どもが同居
6 住宅部分が省エネ基準(外皮性能基準および一次エネルギー消費量基準)に適合	⑥ 県外から県内へ移住
7 県産木材を延べ面積1㎡あたり0.12㎡以上使用	⑦ 自然エネルギー設備を導入
8 設計者及び工事監理者が住宅省エネルギー設計技術者講習会を修了	⑤⑥を選択する場合、【フラット35】の金利を引下げ 当初5年間 ▲0.25% <sup>※4</sup>

※1 断熱・気密、日射遮蔽、設備の省エネルギー性能などの「建築物エネルギー消費性能基準」です。平成32年までに義務化される見通しであり、いずれは適合していることが「当たり前」になる基準です。

※2 信州木材認証製品として認証を受けた木材又は県内で産出されたことが証明できる木材が対象となります。

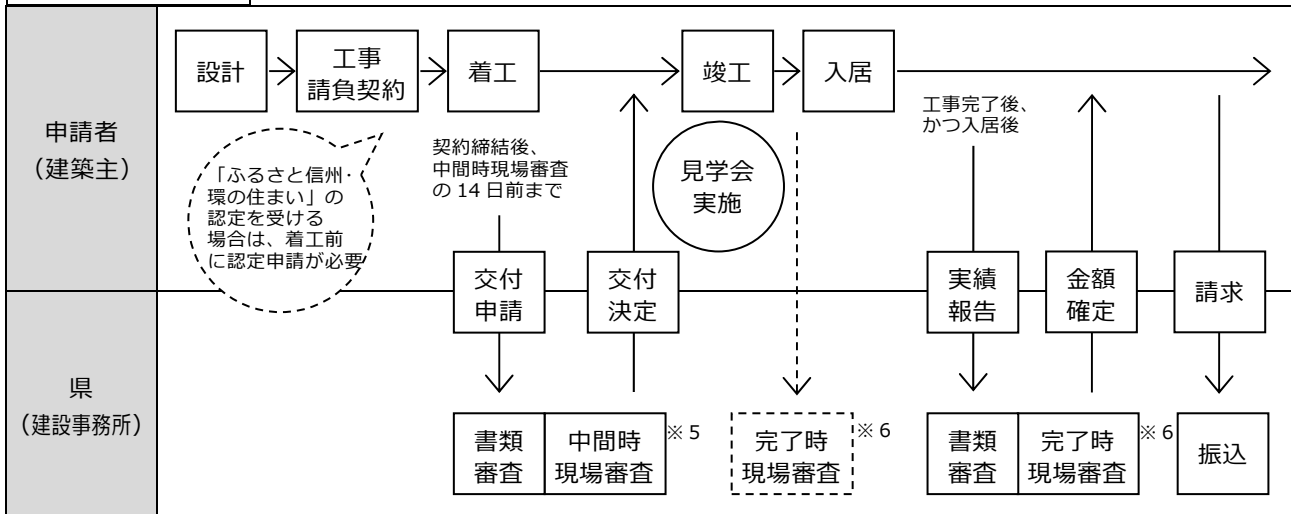
※3 普及啓発を目的として見学会を実施していただくほか、長野県公式ホームページにて事例紹介をさせていただきます。(個人が特定されない内容のみ。交付申請書をご確認ください。)

※4 このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

◎ 詳細は「環境配慮型住宅助成金交付要綱」、「環境配慮型住宅助成金交付取扱要領」をご確認ください。

「地域型住宅グリーン化事業」「住宅ストック循環支援事業」など、国が実施する事業や他の国庫補助事業との併用はできません。

## 申請手続きの流れ



※ 5 中間時現場審査は、交付申請に基づき、屋根工事、断熱工事及び気密工事が概ね完了し、かつ、造作工事、内外装工事等により断熱工事及び気密工事に係る部分が覆われる前に行います。

※ 6 完了時現場審査は、すべての工事が完了したときに行います。原則として、入居後の実績報告に基づいて行いますが、実績報告に先立って受けたい場合（入居前に実施したい場合、ふるさと信州・環の住まい認定手続の竣工時審査と同時に受けたい場合など）は、実施依頼書の提出により、あらかじめ受け取ることができます。

**募集件数・募集期間** <いずれも、H30 年度中に中間時現場審査を実施し、交付決定するものが対象>

事業完了 <sup>※7</sup> の時期	～H31.3.31	H31.4.1～H32.3.31
募集期間	H30.4.15～H31.2.15 <sup>※8</sup>	H30.11.1～H31.3.15 <sup>※8</sup>

※ 7 助成対象住宅を新築する工事が完了し、かつ、当該住宅に居住を開始したとき（当該住宅の所在地に住所を変更したとき）が事業完了の日となります。

※ 8 先着順で助成対象を決定し、予定額に達した時点で募集を終了します。

## 申請書類

申請書類の様式はホームページからダウンロードできます。また、添付書類の一覧も掲載しています。 <http://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kenkoeco/index.html>

## 申請・お問い合わせ先

助成金の申請先は、申請対象の住宅の建設地を管轄する地方事務所の建築担当課です。

名称	電話番号	名称	電話番号
佐久建設事務所建築課	0267-63-3160	木曽建設事務所整備・建築課	0264-25-2229
上田建設事務所建築課	0268-25-7142	松本建設事務所建築課	0263-40-1935
諏訪建設事務所建築課	0266-57-2923	大町建設事務所整備・建築課	0261-23-6524
伊那建設事務所建築課	0265-76-6830	長野建設事務所建築課	026-234-9530
飯田建設事務所建築課	0265-53-0468	北信建設事務所建築課	0269-23-0220

## 関連する取組のご案内

信州木材認証製品（信州木楽ネット） 信州木材認証製品センター（電話 026-226-1471）  
県産木材の活用に取り組む林業者、取扱店、工務店、設計事務所等の情報を提供しています。

ECOCO（長野県産材 CO<sub>2</sub>固定量認証制度） 長野県林務部信州の木活用課県産材利用推進室（電話 026-235-7266）  
認証証書の発行を受けた住宅は、住宅ローンの金利優遇の対象となる場合があります。 <ロゴ入れる>

信州 ACE（エース）プロジェクト 長野県健康福祉部健康増進課（電話 026-235-7112）  
世界で一番の健康長寿を目指して、健康づくり県民運動を展開しています。 <ロゴ入れる>

## 信州健康工コ住宅助成金の詳しい情報はこちら

長野県建設部建築住宅課企画係 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2  
電話 026-235-7339 FAX026-235-7479 電子メール [kenchiku@pref.nagano.lg.jp](mailto:kenchiku@pref.nagano.lg.jp)  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kenkoeco/index.html>